

名家連ニュース

平成 25 年 7 月 10 日 (水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX(052) 411-2890 NO. 261 号

名古屋市障害者基本計画策定専門部会へ提出した意見書概要

広報啓発

〈精神障害者の理解促進に関する意見〉



1. 民生委員、保健委員など地域の公職者や学校教育関係者に病気と障害に対する理解促進を次期計画に明文化する必要があります。

2. 職員等の理解促進について、現計画は「研修など講師を障害当事者が担当することにより、障害や障害者の正しい理解や認識の促進を図ります」となっています。

(1) 障害当事者といえば身体障害者を指し、知的、精神は念頭におかれていないかのような記述は配慮が必要です。

(2) こうした点を認識し、次期計画においては、立ち遅れてきた知的、精神の障害者理解の促進を第 1 に挙げるべきである。研修講師は家族・当事者など当事者団体と協働すれば十分可能です。

3. 人権教育・福祉教育等の推進について

(1) 現計画では「福祉体験や福祉講座の実施」を身体障害者に限定しています。

(2) こうした認識が福祉教育の視点を偏らせ、知的障害者や精神障害者理解の遅れを助長してきたのではないのでしょうか。

(3) 最も著しい人権侵害と差別・偏見に晒され、人として扱われてこなかった精神障害者の人権教育・福祉教育こそ最重視されてしかるべきではないのでしょうか。

(4) 「啓発広報活動」「人権教育・福祉教育」において、権利を主張することができない知的障害者、精神障害者の「声なき声」にこころを寄せる必要があります。

〈情報提供に関する意見〉



精神の病気と障害は歴史的背景や普及啓発の遅れなどから、誤解と偏見に苦しみ、孤立を余儀なくされます。孤立状態の中で、外からの情報提供がなければ、当事者・家族は必要な制度も知らないまま長い年月を過ごしてしまいます。「もっと早く制度を知っていたら、別の道があった」と後から悔やまれることが多いのです。情報を知らないのは当事者・家族の責任ではないのです。

1. 医師など医療従事者は、精神の病気や障害の説明、病状等の対処や本人との接し方、処方される薬の効用等について十分な説明をする責務があるのではないのでしょうか。

2. 同時に、精神の病気は背後にある生活環境と深くかかわっており「病気を診る」ためにも「生活を診る」視点が医療者にも必要です。医療現場において、手帳や年金など生活面に関する情報提供があれば「知らないための不幸」は水際で防ぐことができるのです。

3. 医療と福祉にまたがる精神保健福祉士は、情報を提供し当事者・家族の日常生活の質を向上させる大切な役割を担っていると思います。

4. 保健所においても同様に、相談者に手帳年金等の情報を提供する必要があります。

5. 家族会の相談活動において「病気と障害の理解」「家族の接し方」から「手帳制度」「年金制度」に至るまで医療難民、情報難民ともいえる状況で放置されてきた相談者が後を絶ちません。

6. 情報提供者としての医療者の役割、福祉事業者の役割、精神保健福祉士など専門職の役割を次期計画の文面に明示していただきたいと思います。